

石巻地域の会通信

<連絡先>

電話：090-7932-4291(日野)

Fax：050-7554-1968

syokyaku.hantai@gmail.com

大崎住民訴訟第9回口頭弁論 報告

大崎訴訟 弁護団 松浦 健太郎

九月二十三日、仙台地方裁判所にて、大崎住民訴訟の第九回口頭弁論期日が開催されました。コロナ禍により延期で、約半年ぶりの開催です。

【原告らの意見陳述】

原告ら代理人弁護士松浦から「原告ら準備書面十一」の要約について意見陳述を行いました。まず初めに、裁判所が、本件試験焼却施設からの放射性セシウム排出が「ゼロか否か」という求釈明を行ったのに対し、被告は「ゼロであることの証明」が科学的に不可能であるという証明論を持ちだして裁判所の釈明をばぐらかしていることを指摘しました。その上で、まず被告が証拠提出している環境省の放射性濃度測定ガイドラインによれば、放射性セシウム測定的手法は、放射性セシウムが「ゼロか否か」の判定ではなく、測定者が測定目的に合致した「検出限界値」を設定して、これを超える放射性セシウムの濃度を測定しようとするものであり、測定単位はBq/m³であること等を指摘しました。

次に、被告は、常々、本件廃棄物焼却施設の排ガス測定の結果、放射性セシウムは検出限界未満（ND）であったと主張し、排ガス測定結果（乙5、乙6）を証拠として引用されており、NDであることが、放射性セシウムを排出していないかのように装われていることを指摘しました。

原告が従前から指摘するところ、検出限界値なるものは放射性セシウム排出がゼロであることとを意味するものではなく、排ガス採取の時間と量の増減によって、検出限界値を下げたり上げたりすることができるとのことであること、すなわち、微量の放射性セシウムの濃度を測定することに測定目的を設定するならば、検査対象の排ガスの収集の時間と量を増やせば、検出限界値が下がり、微量でも放射性セシウムの濃度を測定することができるとのこと。反対に微量の放射性セシウムを検出したくないときは、排ガスの収集の時間と量を減らせばNDとなるのです。

また、主張立証責任のあり方について、原告差止訴訟における判例や裁判例を引用し、被告たる行政側に原発の安全性に関する資料等が保管されており、さらに安全性判断に科学的知見も必要となる点で、原告差止訴訟との共通性を指摘し、主張立証責任を同判例等と同じように軽減ないし事実上転換すべき案件であることも指摘しました。この点については、裁判長から、原告らがあげた判例である伊方原発稼働差止に関する訴訟の判決（最高裁判所平成四年十月二十九日判決）の趣旨が妥当するという踏み込んだ発言もありました。

【排ガス検査について】

今回、原告側から二度目となる「進行に関する意見書」を提出し（令和二年七月一日付）、本件試験焼却施設での排ガス検査、具体的にはコールドドラップ法（南部正光先生推奨）、リネン吸着法（青木一政先生推奨）の二つの方法による排ガス検査を求めました。これに対し、被告側は、このような検査方法による危険性を指摘してきましたので、原告代理人から、危険性とは具体的にいかなる危険性か、危険性判断に当たって具体的な数値計算等の調査を行ったのかを求釈明しました。これに対し、被告代理人は、原告が出してきた情報だけでは計算できない、危険性判断は科学者との協議により行ったと回答し、正面からの回答を避けました。裁判所もこの点については関心を持ったようで、次回期日前に、かかる事項について改めて書面で求釈明をし、被告がそれに対して回答するか、するとして回答内容を検討するということになりました。

【次回の予定】

原告らが求釈明を書面で行い、それに対して被告が回答を出し、それらを元に、次回口頭弁論において、さらに排ガス検査方法について協議することとなりました。この排ガス検査の論点は本訴訟の前半あるいは中盤の山です。ここで本件試験焼却施設による放射性セシウム拡散の事実を証明し、その後、内部被ばくのおそれや平穏生活権を侵害していること、主張立証を補充できれば、勝訴も見えてきます。次回口頭弁論期日は、十二月二日（水）十四時から仙台地方裁判所で開催されます。次回もこれまで同様、それ以上の傍聴・支援をお願いいたします。



大崎訴訟報告集会

大崎訴訟第十回口頭弁論

日時：十二月二日 十四時
場所：仙台地方裁判所

女川町議会、石巻市議会が、再稼働を容認！！

九・七 女川町議会
九・二十四 石巻市議会
再稼働に反対する請願を不採択！
再稼働を求める陳情を採択！

原発は「国のベースロード電源」であり、「二酸化炭素排出しない温暖化対策に不可欠」「コロナ禍や復興事業が終わり、落ち込んでいく地域経済に寄与するし、これまでも共存共栄してきた」と再稼働を前のめりで進める石巻市議会、女川町議会の推進派議員らの主張。

原発の安全性について「一般の議員はわからない、国を信じるしかない」と発言しておいて、原発視察では「安全性が新基準以上に対策されており、事業者に敬意を表する」と、自らの発言に全く責任を持たず、矛盾すら感じない。避難計画を「道路整備」にすり替え、予算を獲得したと地元でその成果を示すためなのか情けなくなる。また、「二酸化炭素排出削減のため、避難計画に実効性がなくても再稼働すべきだ」という始末。

市民の不安を見て見ぬふりの市議会の審議を受けて、亀山石巻市長は「再稼働はやむを得ない」とし、同意差止め裁判では、住民側の主張への認否を拒否しておいて「実効性のある避難計画は必要だ」というに及んでは呆れる。「住民の福祉の向上」という地方自治の本旨から大きくかけ離れているこの決定の責任を、私たちは今後も問い続けていく。



宮城県議会に
再稼働しないことを求める請願書提出

宮城県議会議長に女川原発を再稼働しないことを求める請願書（五十三共同提出団体）を、署名二九一三九筆（累積一五七七二四筆）とともに手渡ししました。女川町、石巻市、岩沼、仙台各地で署名を取り組んだ方々から議長に再稼働中止と県民投票条例制定を不採択した県議会の住民への説明責任があることを伝え、徹底した審議を求めました。

十月一日から県議会での再稼働を巡る論戦が開始する。脱原発をめざす宮城県議会の会二十名を全力で支え、再稼働をさせない請願書の採択を求めていきましよう！



女川原発再稼働ストップ
みやぎ女性議員有志の会が発足！

九月二十七日、「女川原発最稼働ストップみやぎ女性議員有志の会」が設立集会を開催し、再稼働のストップと原発ゼロを目指していくことを確認しました。有志の会には、県議会と二十市町村議員六十一人が参加しました。力強い仲間とともにスクラムを組み再稼働ストップを！



女川原発の再稼働を止めよう！
九・二六 宮城県民大集会

女川原発再稼働を止めよう！宮城県大集会に八〇〇名を超える県民が参加し、県民を蔑ろにした再稼働同意を許さない運動と女川原発を止めるまで粘り強い県民運動を継続していくこと、一〇月県議会での論戦に向けた意志を確認、市内をデモ行進して再稼働阻止を訴えました。

石巻市からの報告（原伸雄氏の集会挨拶より）
 女川町に続いて石巻市議会でも再稼働を容認してしまいました。立地自治体の一人として慙愧に耐えられません。しかし、こんな無様な市議会の中でも今後の希望となることがありました。
 「二酸化炭素削減のためには避難計画に不備があっても再稼働は容認しなくてはならない」との発言のあつた時、傍聴席から、腹の底からの抗議の声が上がりました。本会議では「危険な原発の再稼働を無批判に推進する議会であってはならない」との討論に対しては、傍聴席から期せずして拍手が起きました。市議会と市民の意識の大きな乖離を示した瞬間でした。
 再稼働を止める闘いはまだこれからです。天王山と言われる九月県議会の論戦は始ったばかりです。宮城県が全国に誇る二十名の「脱原発県議会の皆さんと連帯して、私たちの請願が採択されるように、連日県議会の傍聴に足を運ぼうではありませんか。私たちの仮処分裁判の仙台高裁の判決も未だ出されていません。
 政治の世界では「国策と言う妖怪が徘徊し新しい安全神話」がふりまかれています。再生可能エネルギーを推進して原発ゼロの社会の実現を目指しましょう。そして現瞬間は、女川原発の再稼働を止めるため、全力を尽くそうではありませんか！

